農業者の皆様へ

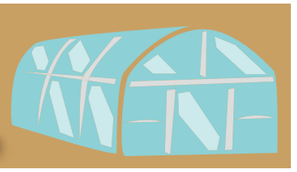

① 農業経営改善計画の確認はお済みですか？

認定農業者の方が各種事業・制度（経営所得安定対策事業や農業経営基盤強化準備金制度等）を活用する際は、農業経営改善計画に正しく反映されている必要がありますので、計画内容を十分ご確認ください。
事業上、計画変更を要する場合は、随時、手続をお願いします。

●計画認定には２～３週間程度の期間を要することから、１ヶ月前には手続きをしてください。

② 建物を建設する際に農業振興地域整備計画の確認をされていますか？

農業振興地域整備計画で農地と設定している箇所に建物を建設したい場合、計画の変更または除外をしなければ建設することはできませんので、計画段階で事前に相談してください。
※床が土の生育用ビニールハウス、床が土の育苗ハウスは除きます。

●計画の変更または除外の手続きにつきましては、通常２ヶ月程度の期間を要します。また、建設計画地が土地改良事業の受益地である場合は、条件により計画変更・除外ができないことがありますのでご留意ください。

※建設場所が農地の場合は、農地転用の手続きも必要なため農業委員会へも併せて相談してください。
※建設場所が山林の場合は、産業課商工観光係へも併せて相談してください。

③ 農業経営基盤強化準備金の活用にあたり、Ⅰ及びⅡの確認はお済みですか？

農業経営基盤強化準備金を活用し農業用固定資産を取得するには、

Ⅰ（土地、機械、施設）：取得する内容が農業経営改善計画に反映されていること

Ⅱ（施設）：建設場所が農業振興地域整備計画で定める農業用施設用地となっていること

が要件となります。
Ⅰについては、反映されていない場合、取得前までに計画を変更する必要がありますので、必ずご確認ください。
Ⅱについては、Ⅰの手続きと併せて、農業振興地域整備計画の用途変更または編入手続きが必要となります。

お問い合わせ先　産業課農業振興係　☎（62）４４７４

連載

防災拠点型 Vol.6 複合庁舎建設に向けて

防災拠点型複合庁舎建設基本計画に関する町民説明会を開催します。

昭和37年に建設された役場庁舎は50年以上が経過し、耐震性や機能性において様々な問題が生じています。平成29年度に実施した耐震診断では、震度6強の地震に対して倒壊する危険性が高いと診断され、耐震化に向けた対策が急務となっています。

また、災害発生時の電力供給や給排水の確保など防災拠点としての対策が十分ではない上、バリアフリーへの対応、来庁者のプライバシーへの配慮も不足しています。

このような中、各種団体代表などによる防災拠点型複合庁舎建設検討委員会、町議会と協議を重ね、新たな庁舎の建設に向けた基本方針（基本的な機能、建物の規模、概算事業費など）となる「防災拠点型複合庁舎建設基本計画」を策定しました。

この計画の内容説明に合わせて、親しみを持ってもらえるような新しい役場庁舎を建設するため、町民の皆さんからご意見やご提言をいただきたいと考え、「防災拠点型複合庁舎建設基本計画に関する町民説明会」を次のとおり開催します。

開催日	時間	会場
令和２年１月１５日（水）	午後１時３０分～午後３時	中央公民館
令和２年１月１５日（水）	午後６時３０分～午後８時	
令和２年１月１６日（木）	午後１時３０分～午後３時	浜小清水公民館
令和２年１月１６日（木）	午後６時３０分～午後８時	
令和２年１月１７日（金）	午後１時３０分～午後３時	止別公民館
令和２年１月１７日（金）	午後６時３０分～午後８時	

※どこの会場でも自由にご参加ください。また、事前の申し込みは不要です。

上記３会場を除いて、防災拠点型複合庁舎建設基本計画に関する説明をご希望される自治会や地域がございましたら、日時と会場を調整の上、ご対応させていただきます。

お問い合わせ先　総務課総務係　☎（62）４４７１